

文教委員会議案説明資料

令和7年12月11日

件名	頁
(教育指導部)	
1 第143号議案 足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例	2
(学校運営部)	
2 第134号議案 足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	11

(教育委員会)

第143号議案説明資料

令和7年12月11日

件名	足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>1 条例の制定理由</p> <p>文部科学省が令和6年8月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、調査の公平性・中立性を確保するため、普段から自治体のいじめ対策等への答申等を行う附属機関とは別に、いじめの重大事態の調査に特化した附属機関を新設する必要があるため。</p> <p>2 主な制定内容（詳細は、P 3～5 条例制定（案）参照）</p> <p>(1) 設置する附属機関の名称 足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会（以下「調査委員会」という。）</p> <p>(2) 附属機関の所掌事項 いじめ重大事態等が発生した際の調査</p> <p>(3) 附属機関の組織 教育委員会が委嘱する委員5人以内で組織する。</p> <p>3 一部改正する条例の内容概要（詳細は、P 6～10 新旧対照表参照）</p> <p>本条例制定（附属機関の設置）に伴い、次の各号に掲げる条例を本条例の付則により改正する。主な改正内容は、当該各号に定めるとおりである。</p> <p>(1) 足立区いじめ等問題対策委員会設置条例</p> <p>ア 改正後の附属機関の名称の変更 足立区<u>教育委員会</u>いじめ等問題対策委員会</p> <p>イ 改正後の附属機関の所掌事務の変更 教育委員会、学校のいじめの防止策への助言、答申等</p> <p>※ 「調査」に関する規定を削除することにより、調査委員会の所掌事項との重複がないことを明確にする。</p> <p>(2) 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例</p> <p>ア 調査委員会委員の報酬額の設定 当該条例別表に「日額 2万1,000円」を規定する。</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和8年1月1日から施行する。</p> <p>5 今後の方針</p> <p>本議案が可決されたならば、施行日以降、本調査委員会においていじめ重大事態等の調査を実施していく。</p>

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例（制定（案））

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態等の調査を的確に実施するため、法第14条第3項の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、第3条各項に規定するいじめ等の事案ごとに設置するものとする。

（定義）

第2条 この条例において「いじめ等」とは、いじめ並びに体罰及び不適切な行為をいう。

2 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する区立学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 この条例において「体罰」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条に規定する懲戒のうち、児童等の身体に直接的又は間接的に肉体的苦痛を与える行為をいう。

4 この条例において「不適切な行為」とは、教職員等による不適切な指導（児童等の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使をいう。）、暴言等（児童等に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える言動をいう。）及び行き過ぎた指導（運動部活動、スポーツ指導等において、児童等の現況に適合していない過剰な指導をいう。）をいう。

5 この条例において「区立学校」とは、足立区立学校設置条例（昭和39年足立区条例第9号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

6 この条例において「児童等」とは、区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（所掌事項）

第3条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をし、教育委員会に答申する。

（1） 区立学校において法第28条第1項各号に規定する重大事態に該当するいじめが発生した場合における当該いじめの実態

（2） 区立学校において体罰又は不適切な行為が発生した場合における当該体罰又は不適切な行為の実態

2 教育委員会は、区立学校においていじめが認められる場合、当該いじめが法第28条第1項に規定する重大事態に該当しないものであっても、当該いじめの事実を調査し、当該いじめに適切に対処するため、調査委員会に諮問することができる。

（組織）

第4条 調査委員会は、教育委員会が委嘱する委員5人以内で組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 調査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(足立区いじめ等問題対策委員会設置条例の一部改正)

- 2 足立区いじめ等問題対策委員会設置条例（平成26年足立区条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名中「足立区」の次に「教育委員会」を加える。

第1条中「いじめ防止対策推進法」を「区立学校におけるいじめ等の防止等のための対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法」に、「足立区いじめ等問題対策委員会」を「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」に改める。

第3条第1項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「当該いじめ又は当該体罰等」を「区立学校におけるいじめ等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「当該いじめ又は当該体罰等」を「区立学校におけるいじめ等」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項を削る。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部足立区いじめ等問題対策委員会の項中「足立区いじめ等問題対策委員会」を「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」に改め、同項の次に次のように加える。

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会	日額 2万1,000円
-----------------------	-------------

(足立区いじめ等問題対策委員会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に改正前の足立区いじめ等問題対策委員会設置条例第4条に規定する委員である者は、改正後の足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会設置条例第4条に規定する委員とみなす。

足立区いじめ等問題対策委員会設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）（制定条例（案）の付則による改正）

改正前	改正後
<p>○足立区_____いじめ等問題対策委員会設置条例 平成26年3月28日条例第41号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>_____いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、足立区_____いじめ等問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「いじめ等」とは、いじめ並びに体罰及び不適切な行為をいう。</p> <p>2 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する区立学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>3 この条例において「体罰」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条に規定する懲戒のうち、児童等の身体に直接的又は間接的に肉体的苦痛を与える行為をいう。</p> <p>4 この条例において「不適切な行為」とは、教職員による不適切な指導（児童等の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使をいう。）、暴言等（児童等に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える言動をいう。）及び行き過ぎた指導（運動部活動やスポーツ指導等において、児童等の現況に適合していない過剰な指導をいう。）をいう。</p> <p>5 この条例において「区立学校」とは、足立区立学校設置条例（昭和39年</p>	<p>○足立区<u>教育委員会</u>いじめ等問題対策委員会設置条例 平成26年3月28日条例第41号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>区立学校におけるいじめ等の防止等のための対策を実効的に行うため、</u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、足立区<u>教育委員会</u>いじめ等問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「いじめ等」とは、いじめ並びに体罰及び不適切な行為をいう。</p> <p>2 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する区立学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>3 この条例において「体罰」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条に規定する懲戒のうち、児童等の身体に直接的又は間接的に肉体的苦痛を与える行為をいう。</p> <p>4 この条例において「不適切な行為」とは、教職員による不適切な指導（児童等の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使をいう。）、暴言等（児童等に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える言動をいう。）及び行き過ぎた指導（運動部活動やスポーツ指導等において、児童等の現況に適合していない過剰な指導をいう。）をいう。</p> <p>5 この条例において「区立学校」とは、足立区立学校設置条例（昭和39年</p>

改正前	改正後
足立区条例第9号)別表に掲げる小学校及び中学校をいう。	足立区条例第9号)別表に掲げる小学校及び中学校をいう。
6 この条例において「児童等」とは、区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。 (所掌事項)	6 この条例において「児童等」とは、区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。 (所掌事項)
第3条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、教育委員会に答申する。	第3条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、教育委員会に答申する。
(1) いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うための施策の検討	(1) いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うための施策の検討
(2) 体罰又は不適切な行為の防止等のための対策を実効的に行うための施策の検討	(2) 体罰又は不適切な行為の防止等のための対策を実効的に行うための施策の検討
(3) <u>区立学校において法第28条第1項に規定する重大事態に該当するいじめが発生した場合における当該いじめの実態調査</u>	(削除)
(4) <u>区立学校において体罰又は不適切な行為が発生した場合における当該体罰又は不適切な行為(以下この項において「当該体罰等」という。)の実態調査</u>	(削除)
(5) <u>当該いじめ又は当該体罰等に適切に対処するための助言に関すること。</u>	(3) <u>区立学校におけるいじめ等に適切に対処するための助言に関すること。</u>
(6) <u>当該いじめ又は当該体罰等と同種の事態の再発防止に関するこ</u>	(4) <u>区立学校におけるいじめ等と同種の事態の再発防止に関するこ</u>
2 教育委員会は、区立学校においていじめが認められる場合、当該いじめが法第28条第1項に規定する重大事態に該当しないものであっても、当該いじめの事実を調査し、当該いじめに適切に対処するため、対策委員会に諮問することができる。	(削除)
(組織)	(組織)
第4条 対策委員会は、教育委員会が委嘱する委員5人以内で組織する。 (委員長及び副委員長)	第4条 対策委員会は、教育委員会が委嘱する委員5人以内で組織する。 (委員長及び副委員長)
第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。	第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。	2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。	3 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

改正前	改正後
<p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。</p> <p>2 対策委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (意見聴取等)</p> <p>第7条 対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 (委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。</p> <p>2 対策委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (意見聴取等)</p> <p>第7条 対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 (委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>
付 則 省略	付 則 改正前のとおり

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）（制定条例（案）の付則による改正）

改正前		改正後	
○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第17号		○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第17号	
第1条から第4条まで 省略		第1条から第4条まで 改正前のとおり	
付 則 省略		付 則 改正前のとおり	
別表		別表	
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	構成員の報酬	附属機関の属する執行機関
区長	省略	省略	区長
教育委員会	足立区社会教育委員	日額 7,000円	足立区社会教育委員
	足立区文化財保護審議会	日額 1万5,000円	足立区文化財保護審議会
	足立区立校外施設指定管理者選定審査会	日額 2万1,000円	足立区立校外施設指定管理者選定審査会
	足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会	日額 8,000円	足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会
	足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会	日額 8,000円	足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会
	足立区学校開放事業審議会	日額 7,000円	足立区学校開放事業審議会
	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会	日額 7,000円	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会
	足立区子ども施設指定管理者等選定審査会	日額 8,000円	足立区子ども施設指定管理者等選定審査会

改正前			改正後		
足立区子ども施設指定管理者評価委員会	日額 8,000円		足立区子ども施設指定管理者評価委員会	日額 8,000円	
足立区ギャラクシティ運営評価委員会	日額 8,000円		足立区ギャラクシティ運営評価委員会	日額 8,000円	
足立区_____いじめ等問題対策委員会	日額 2万1,000円		足立区 <u>教育委員会</u> いじめ等問題対策委員会	日額 2万1,000円	
(新設)	(新設)		足立区 <u>教育委員会</u> いじめ重大事態等調査委員会	日額 2万1,000円	
足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会	日額 8,000円		足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会	日額 8,000円	
足立区立校外施設指定管理者評価委員会	日額 2万1,000円		足立区立校外施設指定管理者評価委員会	日額 2万1,000円	
足立区プロポーザル選定委員会	日額 7,000円		足立区プロポーザル選定委員会	日額 7,000円	
足立区立郷土博物館協議会	日額 2万1,000円		足立区立郷土博物館協議会	日額 2万1,000円	
足立区立図書館協議会	日額 8,000円		足立区立図書館協議会	日額 8,000円	
足立区立学童保育室指定管理者選定審査会	日額 8,000円		足立区立学童保育室指定管理者選定審査会	日額 8,000円	
足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会	日額 8,000円		足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会	日額 8,000円	
足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会	日額 8,000円		足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会	日額 8,000円	

備考

- 各附属機関の長（足立区社会教育委員の会議の議長を含む。）の報酬は、2,000円を加算した額とする。
- 附属機関に部会等を設置した場合における部会等の長の報酬は、当該部会等の開催ごとに1,000円を加算した額とする。

備考

- 各附属機関の長（足立区社会教育委員の会議の議長を含む。）の報酬は、2,000円を加算した額とする。
- 附属機関に部会等を設置した場合における部会等の長の報酬は、当該部会等の開催ごとに1,000円を加算した額とする。

第134号議案説明資料

令和7年12月11日

件名	足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	学校運営部学務課
内容	<p>1 概要 「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」の改正に伴い、「足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部を改正する。</p> <p>2 改正の理由 令和7年度税制改正で配偶者の扶養基準が見直されたことを踏まえ、国家公務員の配偶者に対する手当の廃止や子に係る手当を引き上げた扶養手当の改正が行われた。 その動きの中で、国や都の学校医等の公務災害補償に関する政令が改正され、休業補償等の額の基礎算定額となる補償基礎額の扶養親族から配偶者が削除されたため、条例を改める。</p> <p>3 主な改正内容（詳細は、P12～13の新旧対照表を参照） (1) 第3条第3項第1号「配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を削除する。 (2) 上記第3条第3項第1号の削除に伴い、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。</p> <p>4 新旧対照表 P12～13のとおり</p> <p>5 施行期日 公布の日から施行</p>

足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 平成14年3月29日条例第20号	○足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 平成14年3月29日条例第20号
第1条～第2条 省略 (補償基礎額)	第1条～第2条 現行のとおり (補償基礎額)
第3条 法第3条に規定する補償（第27条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。	第3条 法第3条に規定する補償（第27条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。
2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数に応じて、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号。以下「都条例」という。）第4条第2項に規定する額による。	2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数に応じて、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号。以下「都条例」という。）第4条第2項に規定する額による。
3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、都条例第4条第3項の規定を準用して算出する額を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 60歳以上の父母及び祖父母 (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障がい者	3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、都条例第4条第3項の規定を準用して算出する額を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 削除 (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (2) 60歳以上の父母及び祖父母 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (4) 重度心身障がい者
4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に	4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に

改正前	改正後
<p>達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合の補償基礎額は、前項の規定にかかわらず、都条例第4条第4項の規定を準用して算出する額とする。</p> <p>第4条～第29条 省略</p>	<p>達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合の補償基礎額は、前項の規定にかかわらず、都条例第4条第4項の規定を準用して算出する額とする。</p>

第4条～第29条 現行のとおり

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和7年東京都条例第106号）附則第4項の規定を適用する場合における改正後の足立区立小学校、中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第3条第3項の規定の適用については、「都条例第4条第3項」とあるのは、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和7年東京都条例第106号）による附則第4項の規定により読み替えられた改正後の都条例第4条第3項」とする。